2015年6月30日

資源エネルギー庁
長官　上田　隆之殿

「小売電気事業の登録の申請等に関する省令案」に対する意見

生活協同組合パルシステム山梨
理事長　白川恵子

【該当箇所】
第3条1項7号および第3条1項23号他

【意見内容】
料金と当該料金の額の算出方法の説明は求めていますが、電源構成の表示や料金内訳の表示義務付けの条項がありません。これらについて、消費者への情報開示とわかりやすい表示を義務付けてください。

【理由】
消費者にとって購入する電気の電源構成や費用内訳は「知りたい」情報であり、選択において重要な情報です。自由化された市場で消費者が主体的に選択するためにも、重要な情報が開示されなければ、広告・宣伝による誤認を招きかねません。電源構成や発電減に関する情報、また料金についても託送費用や原子力発電関連費用など、消費者の関心の高い情報について全ての小売り電気事業者に、適切でかつ消費者に分かりやすい表示を義務付けるべきです。

【該当箇所】
第3条他

【意見内容】
料金の自由化により「三段階料金制度」の廃止が想定されますが、電気の使用量に応じて、料金単価に格差を設けた制度を何らかの形で維持すべきです。あわせてボリュームディスカウント的な料金メニューの禁止を盛り込むべきと考えます。

【理由】
「三段階料金制度」は、第一段階はナショナル・ミニマム（国が保障すべき最低生活水準）の考え方を導入した比較的低い料金、第二段階は標準的な家庭の 1ヵ月の使用量をふまえた平均的な料金、第三段階はやや割高な料金となっており、省エネルギー推進に効果的です。同時にボリュームディスカウント的な料金メニューは、電力多消費・浪費を招きかねないことから、禁止すべきと考えます。

以上